

最後に、大和銀行問題について申し上げます。

今回、同行のニューヨーク支店における従業員の不正行為等に加え、銀行による不適切な業務運営が指摘をされ、現地金融監督当局から厳しい措置を受けるに至った大和銀行の一連の事件についてはまことに遺憾であります。大蔵省としましても、大和銀行に対し、銀行法及び信託業法に基づく命令並びに外国為替及び外国貿易管理法に基づく処分を発出いたしましたところであります。また、今後、外国金融監督当局との一層緊密な情報交換の促進、銀行の内部管理体制等に対する監督の充実及び海外拠点に対する検査の充実等を図っていかなければなりません。我が国の金融行政に対する内外の信頼を確保してまいる所存でございます。このため、省内に、その具体的な方策を検討するための局長クラスから成る委員会を発足させ、現在検討を進めているところでござります。

いずれにしましても、大蔵省としましても、今回、邦銀の海外拠点における不正事件の相手国への通報につきましては、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配意が欠けていたことを率直に反省し、これを貴重な教訓としてまいりたいと考えております。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	議院運営委員長志苦裕君解任決議案	石井 一二君	7.10.25				7.10.25 撤回
2	総務庁長官江藤隆美君問責決議案	勝木 健司君 外1名	11.13				11.13 撤回